

小布施町農業委員会議事録

- 1 招集通知年月日 令和4年3月18日
- 2 開会年月日、時間 令和4年3月28日 午後2時00分
- 3 会場 小布施町公民館 講堂
- 4 委員総数 15名
うち農業委員9名、農地利用最適化推進委員6名
- 5 出席委員数
・農業委員 8名
小林 春代 三田 和彦 岩崎 博行 平松 幸明 島津 忠昭
小林 広幸 牧 けい子 関口 実夫
・農地利用最適化推進委員 5名
本間 広之 桐原 幹男 鶴田 修一 金井 和男 関谷 正治
- 6 欠席委員 2名
竹内 邦広 浅岡 久志
- 7 議長氏名 島津 忠昭
- 8 事務局出席者 湯浅 泰明 草間 愉佳子
- 9 会議の附議事項
議案 第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案 第38号 農用地利用集積計画の決定について
議案 第39号 小布施町農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
議案 第40号 令和4年度農作業標準労賃及び機械作業標準料金の決定について
報告 第23号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告 第24号 農地法第18条第6項の規定による通知について

10 会議の顛末

事務局：開会（午後2時10分）

議長：委員総数9名 出席者8名で定足数に達しておりますので、ただ今より3月定例総会を開会いたします。

はじめに、小布施町農業委員会会議規則第41条に規定する議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員ですが、1番小林春代委員、2番三田和彦委員の両名にお願いいたします。

それでは、これより審議に入ります。

議案第37号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：転用目的は一般住宅です。転用面積は 306 m²です。譲渡人、譲受人ともに町外にお住まいの方々です。

地図は 1 ページをご覧ください。申請地は、松村団地の南東の端に接続する所です。

それでは議案書の添付資料と本日配布の別紙資料をご覧ください。申請書の書面の 3 欄の理由は別紙 A に記載されています。現在は遠くに住んでいますが、引っ越し先を検討した結果、現在、小布施への転入を希望しています。

転用許可基準の立地基準については、10ha 以上の農地の連坦が認められることから、第 1 種農地と判断されていますので原則不許可ですが、集落に接続しているものとして例外規定で認められると考えております。

次に、一般基準について、事業実施の確実性は、金融機関からの融資審査結果通知により確認致しました。本日配布の別紙 B をご覧いただきますと、そこに資金計画が示されています。申請地は譲渡人の所有地であり、抵当権等は設定されていませんので、所有権移転に当たって支障となる要素はありません。

また、隣接地の状況については、地図資料の方をご覧ください。北側と西側は団地に接続していますので宅地となっています。そして、東側は公道でその先が農振農用地、南側が農地になっています。よって東と南の隣接農地に対して特段の対策を要しますが、これは別紙 C に記載があるとおおり、コンクリートで土留めを施工し、土砂の流出を防ぎます。また、施工に当たっては、掘削面をシートで覆面したり防塵ネットを設置したりする、とのことです。雨水は敷地内に浸透枡を設けて排水します。給排水については、添付の配置図より、東側隣接道路に埋設の本管に接続することが分かります。枡の位置と水管の接続については、議案書の方に添付している配置図で確認することができます。

以上のことから、周辺の農地への影響は特に認められず、転用はやむを得ないと考えます。ご審議をよろしくお願い致します。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ番号 1 は異議なしとしたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号 1 は異議なしとします。

議長：次に、議案第 38 号、農用地利用集積計画の決定について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 について、2 番三田委員より説明願います。

2 番三田委員：地図は 2 ページをご覧ください。申請地は、借受人の自宅から約 5 分ということです。

貸付人は高齢による規模縮小とのことです。借受人のことはこれまでの総会の議案でもたびたび紹介していて前回と同じという所もありますが、ここで今一度お伝えします。農機具はコンバイン2台、トラクター3台、SSが1台、乗用モアが1台、高所作業車が1台、米乾燥機が3台、粃摺り機が1台、畔塗り機が2台ということです。労働力につきましても申し分なく、設備の内容も前回から変わっていないとのことです。

経営として十分だと思しますので、ご審議をいただきたいと思ひます。

議長：質問ありましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号1は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号1は決定とします。続いて、番号2および番号3について、関連していますので、一括して2番三田委員より説明願ひます。

2番三田委員：地図は1ページになります。借受人の自宅が東町にあり、申請地までは5分です。

借受人は新規就農者として、貸付人の2名は研修先の里親の方のご紹介により貸すことになった、ということです。

借受人は昨年10月の農業委員会総会において青年等就農計画の審議をした新規就農者で、4月1日より就農して活動する予定と聞いています。農機具については、動力噴霧器が1台、草刈機が1台、軽トラック1台、SS500Lが1台、乗用モア1台、チェーンソー1つ、農機具に関するハウスを1棟所有しています。労働力はご夫婦2名とお聞きしています。栽培するものはブドウということで、今の反別からしても十分と思われまひますので、可能なことと考へます。

ご審議をお願いいたします。

議長：これについて質問ありましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号2および番号3は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号2および番号3は決定とします。続いて、番号4について、14番金井委員より説明願ひます。

14番金井委員：今回、貸付人が体調を崩されて、この畑はできないということで、この借受人にお願いして代わりに作ってもらうということです。今までリンゴと栗をやっている、何ら問題は無いと思ひます。農機具については、軽トラック1台、乗用トラクター1台、乗用草刈機1台、SS1台とのことです。労働力は、本人と息子さんの2名で、忙しい時は奥さんを入れて3名だそうひです。距離は自宅から5分から10分程度ひです。

申請地の場所は、堤防道路のあずまやの所から左に下りて、浅川排水機場の手前の左側にありまして、これまでリンゴを作っていたところです。引き続きまたリンゴの栽培をする、ということです。

以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長：これにつきまして質問ありますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号4は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号4は決定とします。続いて、番号5について、事務局より説明願います。

事務局：地図は4ページをご覧ください。申請地は、雁中同和対策集会所の南側の区域内にあります。

貸付人は雁田の方、借受人は長野市にお住まいの方です。

貸付人は持病があったり、家族の介護もする必要があったりと、労力が不足しているため、町農地バンクにも登録して借り手を探されていました。借受人は、町内の農業法人に勤めながらご自身でも営農し始めていて、去年は、近くの畑を借り受けて、ブドウ棚を建てたりしています。

今回は、申請地の南隣接地を借受人が耕作していたところ、貸付人の方からまとめて利用してもらえないかとの相談があり、借受人は規模拡大の意欲もあったことから引き受けることで話がまとまったものです。

借受人について、現在、小布施町内で約5反歩の畑を借りていて、ブドウを栽培されています。また労力は男性2名、女性1名の計3名となっています。所有する農機具は、SS1台、草刈機1台、軽トラック1台、となっています。距離は、長野市の自宅からは車で30分程度、勤務先からは10分程度で通えます。申請地はモモの苗木が植えてある状態で、借受人はそのモモ栽培を引き継ぐ計画です。

現在この付近ですでに議案書記載の面積を耕作していらっしゃり、ご様子を見ている限り、今回も問題なく耕作していただけるものと思われま。

議長：質問ありましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号5は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号5は決定とします。続いて、番号6について、13番鶴田委員より説明願います。

13番鶴田委員：貸付人は番号1に記載の方と同じです。規模縮小ということで、町農

地バンクにも登録されていたらしいのですが、この借受人は隣の畑をやっている状態で、貸付人の方から依頼したところ、借受が決まったとのことでした。

借受人には清水地区に農業をずっとやっている兄がいるので、前から手伝ったりはしていたのですが、結婚して矢島地区に家を建てて、農業をやりたいということで昨年から実家の方で始めています。

記載の経営面積は実家の経営面積を拾っているものだそうで、本人名義のものは今回が初めてになります。

この畑は現在リンゴが植わってしまっていて、そのままリンゴを引き継ぐ予定です。距離は車で5分程度とのことでした。農機具につきましては、本人には軽トラックが1台ありまして、実家の方にはモアやSS等色々なものが揃っていますので、まったく問題なく耕作できます。労働力につきましては、本人と奥さんの2名で、忙しい時には実家の家族に手伝ってもらえるということでした。

よろしくお願いします。

議長：ご質問ありましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号6は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号6は決定とします。続いて、番号7から番号10の4件について、関連していますので一括して、12番桐原委員より説明願います。

12番桐原委員：地図は番号7が1ページ、番号8と番号9が4ページ、番号10が6ページになっております。

貸付人の状況について、まず番号7についてですが、貸付人はお勤めをしているので兼業で経営規模を縮小するということです。番号8の貸付人は、高齢につき経営規模縮小ということで、全体面積のうち半分を貸すということになります。番号9の申請地は水田です。貸付人は高齢なので規模縮小されたいということでした。番号10は規模縮小ということですが、この方は借受人の里親です。

借受人は、先月の総会で審議をした新規就農者の方で、4月から就農することになっています。状況については、労働力は本人と奥さんと、奥さんの弟が町内に住んでいるので手を借りられるとのことでした。あと、奥さんの両親も忙しい時には来てもらえると伺っています。農機具は、SS1台、乗用草刈機1台、軽トラック1台は本人が所有しています。それと、番号9の関係で、水田の作業用の機械について尋ねましたら、里親の所にトラクター、田植機、コンバイン等があるので、それを借りてやると伺いました。

水田は自家消費ということでした。里親の方にこのことを尋ねましたが、借受人は家族4人なので、自分たちで食べる分の米もあった方が良くはないか、との考えであると伺いました。

借受人については先月の青年等就農計画の審議のなかで詳しい部分まで扱っていますので問題は無いかと思いますが、改めてご審議のほど、よろしくお願いします。

議長：ご質問ありましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 7 から番号 10 の 4 件は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 7 から番号 10 の 4 件は決定とします。続いて、番号 11 について、12 番桐原委員より説明願います。

12 番桐原委員：この案件も、4 月から就農する予定の新規就農者の件で、借受人は、先月に青年等就農計画認定について審議した方です。貸付人と借受人の関係は、祖父とお孫さんです。今までは農業大学校へ通いながら家のお手伝いもしてまして、4 月から農業経営を始めるに当たっておじいさんの畑を借り受けるというものです。

労力は本人と祖父母、おばさんがいらっしゃるということで 4 名です。また、忙しい時にはご両親も手伝いに来るということで、6 名は確保できていると伺っています。農機具は、SS が 1 台、乗用モアが 1 台、軽トラック 2 台ということで、先月の審議の書類に細かいことは載っていましたが、十分な労力、農機具が揃っているとのことで、しばらくおじいさんに付いてやっていくと聞いております。

昨年、私もブドウセンターに行った時にも、おじいさんと一緒に出荷に来ていましたので、学校に通いながらもだいぶやっていたと思うので、問題は無いかと思えます。距離は横町の自宅から車で 5 分から 10 分で通えるというところで、

よろしくお願い致します。

議長：ご質問ありましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 11 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 11 は決定とします。続いて、番号 12 について、私より説明致します。

議長：貸付人は押羽の方になっていますが、ご本人は勤め人で町外に住んでいるようで、押羽には母親が 1 人で暮らしています。借受人は大島にお住まいの方で、数年前に新規就農の形で独立し、これまでも農地を借りたりして経営規模を拡大している方です。ということで、農機具の装備、経営、技術等については問題ないと思えます。

農地の場所は地図の 8 ページになります。作物はリンゴです。借受人の規模拡大ということで、今回申請が出されたものです。

議長：ご質問ありましたらお願いします。

13 番鶴田委員：貸借期間が 1 年間ということですが、1 年だけなのですか。

議長：そのようです。畑の状態あるいはその条件によっては、ということらしいです。

事務局：補足いたします。借受人は大島に住んでいて、この申請地以外に管理している農地は、どこも大島やその付近に集中しています。なので、ここだけが別個の管理となって、離れた場所に通うこととなりますので、借りてみて長期間やっていけるか様子を見たい、という意向が反映された結果になっています。それから、議長がおっしゃったとおり、もちろん木の状態を見たりしてご契約の話はまとまっているわけで、貸付人も承知のうえ、とのことですが。

議長：他に質問ございますか。

—質問—

議長：他に質問が無ければ、番号 12 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 12 は決定とします。続いて、番号 13 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 5 ページをご覧ください。申請地は、JA ライスセンターの西に位置しています。

貸付人は雁田の方、借受人は町内の社会福祉法人です。平成 29 年 4 月 1 日より 5 年間の利用権設定をしていますが、今月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容については前回同様、引き続き米と野菜を栽培する計画となっています。

議長：質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 13 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 13 は決定とします。続いて、番号 14 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 9 ページをご覧ください。申請地は、都住駅の西、六川の揚水機場の南に位置する区域内にあります。

貸付人、借受人ともに六川の方です。平成 29 年 4 月 1 日より 5 年間の利用権設定をしていますが、今月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容は賃借料が上がっていることを除いて前回同様で、引き続きブドウを栽培する計画となっています。

議長：これにつきまして質問ございますか。

8 番牧委員：賃借料がかなり高い印象なのですが、何か理由があるのでしょうか。

事務局：ここには畑かんが入っていて、その受益者負担金が含まれています。それから、ブドウが高値で取引されているなかでもここがシャインマスカットの畑だということで、特に収益性が高いということが値を上げてもらいたいという貸付人側からの要望があったようです。というのも、借受人の方は認定新規就農者で、賃借料補助が出る対象者なんですが、独立当時にそれを踏まえずに交渉したためにできるだけ安く貸してほしいと頼んだのでその通りになったわけだったのですが、そこに植えたのがシャインだったということと、地主が土地改良区の賦課金や固定資産税の負担を続けてきてすごい赤字だということらしく、借主の負担に振り替えられる分はそうしてほしいという話があって、そのことを了解した、ということらしいです。

事務局：借受人にとっては自宅から見える近さで本当に立地条件がいい、ということも了解に繋がった要素と思われれます。

8 番牧委員：だいぶ足元を見られているような気がします、分かりました。

議長：他にご質問ありましたらお願いします。

—質問—

議長：他に質問が無ければ、番号 14 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 14 は決定とします。続いて、番号 15 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 10 ページをご覧ください。申請地は、国道 403 号の矢島沖交差点から北西の方向に位置しています。

貸付人は六川の方、借受人は中野市の方です。平成 28 年 4 月 1 日より 6 年間の利用権設定をしていますが、今月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容は賃借料が下がっている以外は前回同様で、引き続きコメを栽培する計画となっています。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 15 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 15 は決定とします。続いて、番号 16 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 11 ページをご覧ください。申請地は、北部体育館の北、六川の神社の西に位置しています。

貸付人、借受人ともに押羽の方です。令和 3 年 4 月 1 日より 1 年間の利用権設定をしており、今月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容は前回同様、引き続きブドウを栽培する計画となっています。

議長：質問ありましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 16 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 16 は決定とします。続いて、番号 17 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 12 ページをご覧ください。申請地は、押羽地区の北の、側道と県道と深沢川に囲まれた区域内にあります。

貸付人は北岡の方、借受人は六川の方です。平成 31 年 4 月 1 日より 3 年間の利用権設定をしていますが、今月末で契約期間満了となるため再設定の手続きをするものです。

契約内容は前回同様、引き続きアスパラを栽培する計画となっています。

議長：質問ありましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 17 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 17 は決定とします。続いて、番号 18 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 13 ページをご覧ください。申請地は、小布施駅の北の踏切から丸林倉庫を過ぎて、わかば保育園の近くの五差路から更に少し北へ進んだ所です。

貸付人は伊勢町の方、借受人は林の方です。平成 29 年 4 月 1 日より 5 年間の利用権設定をしていますが、今月末で契約期間満了となるため再設定の手続きをするものです。

契約内容は前回同様、引き続き栗を栽培する計画となっています。

議長：質問ありましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 18 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 18 は決定とします。続いて、番号 19 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 6 ページをご覧ください。申請地は、おぶせ温泉から見て北西方向に位置しています。東西横並びになっている 2 筆です。

貸付人は雁田の方、借受人は大島の方です。平成 29 年 4 月 1 日より 5 年間の利用権設定をしていますが、今月末で契約期間満了となるため再設定の手続きをするものです。

契約内容については、貸付人名が父親から記載の方に変更となっていますが、条件については前回同様で、引き続きブドウを栽培する計画となっています。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：他に質問が無ければ、番号 19 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 19 は決定とします。続いて、番号 20 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 14 ページをご覧ください。申請地は、押羽地籍の千曲川河川敷内で、小布施バルブステーションの近くのボックスから堤防を越えて、河川敷内を北へ進んだ所にあります。

貸付人は県外の方、借受人は押羽の方です。平成 29 年 4 月 1 日より 5 年間の利用権設定をしていますが、今月末で契約期間満了となるため再設定の手続きをするものです。

契約内容は、作付けする作物をリンゴからモモに変更、また、賃借料を有としていましたが使用貸借へと変更されています。

議長：質問ありましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 20 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 20 は決定とします。続いて、番号 21 および番号 22 について、関連していますので一括して事務局より説明願います。

事務局：地図は 5 ページをご覧ください。申請地は、JA ライスセンターから東側すぐの区域内にあります。

この案件は農地中間管理事業の集積一括方式によるもので、ご覧のとおり公益財団法

人長野県農業開発公社が間に入っています。

貸付人は松村の方、借受人は大島の方です。貸付人は以前、この土地を別の方に貸し付けていましたが、その時の借受人からは昨年 11 月に返却されたため、新たな借り手を探されていました。今回の借受人は町の認定農業者で、営農規模拡大の意欲があり、このたび話を進めた結果、長野県農業開発公社を通じて契約することとしたものです。

申請地は地目が「田」になっていますが、畑地利用されていて、現在はナシの木が植えられています。契約締結後はナシの栽培を引き継いでいく予定です。

借受人の営農状況についてですが、現在は 2 町歩以上の耕作地があり、リンゴ等を中心に栽培されています。自宅から申請地までの距離は車で 10 分程度です。農機具類も、軽トラック、乗用草刈機、SS 等ひと通りそろっています。これまで管理してきている農地において、営農上の問題が生じたというような話は特に聞いておりませんし、人を雇い大規模に営農していることから、今後も問題なく耕作できると思われれます。

議長：質問ありましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 21 および番号 22 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 21 および番号 22 は決定とします。続いて、番号 23 から番号 25 の 3 件について、関連していますので一括して事務局より説明願います。

事務局：地図は 2 ページと 15 ページをご覧ください。申請地はいずれも六川沖西で、国道 403 号とくだもの街道に挟まれた広い区域内にあります。番号 23 の方は 2 ページ、くだもの街道の六川沖交差点のすぐ北です。番号 24 の方は 15 ページ、国道 403 号線から中野市に入る手前の東側にそれぞれ位置しています。

現在は、中間管理事業のうち、ながの農業協同組合が行っている円滑化事業を利用して賃貸借契約を結んでいます。それが今月末で契約期間満了を迎えます。また、農協による円滑化事業は昨年度廃止となり、新規受付はされなくなっており、また本案件のように契約更新したい場合は県公社の事業に移行され取り扱われることとなっております。つまり、この案件は当事者にとっては契約の再設定と言えるものです。

貸付人はいずれも町内にお住まいの方々、借受人は中野市の方で、町の認定農業者です。平成 24 年 4 月 1 日より 10 年間の貸借契約を締結していましたが、今月末でどちらも契約期間満了となるため、長野県農業開発公社において契約の手続きをするものです。契約内容は前回同様となっていて、引き続き米を栽培する計画です。

議長：質問ありましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 23 から番号 25 の 3 件は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 23 から番号 25 の 3 件は決定とします。

議長：次に、議案第 39 号、小布施町農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：それでは、番号 1 について事務局より説明願います。

事務局：農業振興地域整備計画の随時除外については、前回 9 月にお伝えしたように、毎年 2 回、8 月と 2 月に申請を受け付けています。今回は、2 月受付分であり、計 1 件の申請がございました。町は農業委員会の意見を聞いてこの計画を定めなければならないとされていますので、委員の皆さんからのご意見をお伺いしたいと思っております。

申請者は県外にお住まいです。小布施町に住む両親が高齢になってきているため、U ターンして近くに家を見て、後々はご両親の支援をしていくとのご意向です。

申請地は、地図資料の 16 ページになります。松の実団地の公会堂がすぐ近くにある、くだもの街道の東側に位置しています。また、本日配布しております付近状況図の方をご覧ください。現在申請地の畑は全体で 1,004 m²ありますが、北西の端からご覧とおりに既存の住宅に隣接するように分筆をして、496 m²分を住宅用の敷地としたいと考えています。この土地利用計画は、同じ資料の裏面の配置図のとおりとなっています。

申請に当たっての除外要件は、議案書に添付している様式 5-1 をご覧ください。非代替性、土地利用への支障軽微、利用集積への支障軽微、施設機能への支障軽微については、いずれも問題なく要件を満たしていることを現地確認致しました。

では、その各要件について説明します。非代替性について、宅地として売出中の土地や親の自宅敷地内への増築といった手段ではいずれも希望する条件を満たせず、また、他者所有の土地も譲渡に応じてくれる所は見当たらなかったため、親の所有地に絞り込みましたが、農用区域外農地が既存宅地の横に 1 筆だけあったものの、面積が小さいので、やはり希望する条件を満たせない、ということで、申請地周辺は新しい住宅がいくつか建っている区域でもあり、結局それらに接続する本申請地以外の選択肢はないと思われ、開発はやむを得ないと判断しました。

次に、土地利用への支障について、西隣接地及び北西には住宅が建っており、北側は農振農用地ではないブドウ畑があります。そのブドウ畑との間には自動車を通れる幅の道路が走っています。東側と南側は親の所有する農地のままで開発はしません。このため、農用地の集団的・効率的利用に対しては支障軽微と判断し、当該開発は農振地域内の不必要な開発ではないと判断しました。

次に、利用集積への支障について、北側と東側の農地は認定農業者等担い手農家の畑ではありません。また、南の畑は認定農業者が借り受けて耕作している、となっていますが、開発しないで残る親の畑が間に挟まれて十分な距離を取っていますし、南側であるため日照面でも影響も無いと思われ、そして、北・東・南方向に連担する農地を分断する状況にもならないため、担い手の利用集積を阻害する恐れはなく支障は軽微と判断しました。

次に、施設機能への支障について、親の農地への進入路として 5 メートルの幅を設けて、これで東にある第三者の農地に接続することを避け、境界には土留めを設置、雨水排水は敷地内浸透柵を設置して対応するため、汚濁水等で当該施設の機能低下が発生する恐れはなく支障軽微と判断しました。

また、土地改良事業の状況については、申請地は松北地区の土地改良事業の受益地に該当していますが、小布施土地改良区より意見書として同意の旨を確認しています。ま

た、土地所有者および東隣接農地の所有者からの同意も得ていますので、関係法令に照らし、計画からの除外はやむを得ないと思われま

以上です。

議長：これについて審議します。質問等ありましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、異議無しとして意見を決定したいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号1は異議無しとして決定します。

議長：次に、議案第40号、令和4年度農作業標準労賃及び機械作業標準料金の決定について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：それでは、これについて、私より説明致します。

議長：農作業標準労賃及び機械作業標準料金につきましては、年度ごとに見直し等をして小布施町農業委員会からということで公表しているものです。

今回は令和4年度向けの案ということで、3月11日に事務局、JA、県農業農村支援センター、土地改良区と私とで協議致しまして、この表のとおりとなりました。

変更点としては、料金がアップされているのが、まず一般作業で、県の最低賃金が上がった関係で880円ということで対前年比20円アップという案です。その他は、田の田植作業が1時間900円で前年比10円アップ、機械作業のコンバインカッターが10a当たり21,000円で前年比1,000円アップ、コンバイン結束付きが10a当たり23,000円で前年比400円アップ、それから、畑の方で機械作業のSS防除が4,500円で前年比200円アップ、草刈作業が4,300円で前年比100円アップ、ということでご提案申し上げます。

議長：ご質問等ありましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ議案第40号は決定としたいと考えますが、よろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、議案第40号は決定といたします。

次に、報告第23号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 13 ページをご覧ください。該当地は、北部体育館の南に位置しており、市街化区域内にあります。西側一帯は道路を挟んで農用地区域内農地になっていまして、南側は農地、東側は宅地に接し、北側は市街化区域内農地と宅地に半分ずつ接している状況です。

譲渡人は北岡の方、譲受人は伊那市に本社を置く建築・不動産業者です。売買による所有権移転を伴う転用となるため、5 条の届出になります。

このたび、ここに東西 2 区画の宅地造成を行うとして、届出があったものです。

議長：質問ありましたらお願いします。

—質問—

議長：質問がなければ、報告案件のためご了承願います。

議長：次に、報告第 24 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 および番号 2 について、関連していますので一括して事務局より説明願います。

事務局：地図は 14 ページをご覧ください。該当地は、小布施バルブステーションの近くのボックスから堤防を越えて河川敷内を南に行った所にまとまって所在しており、番号 1 と番号 2 の該当地は一筆ずつ交互に所在しています。

貸付人の 2 名はいずれも押羽の方、借受人は横町の方です。

平成 26 年春から令和 6 年の春まで各々 10 年間の賃貸借契約を結んでいましたが、現在実施中の千曲川堤防強化工事のための用地として国が借り受ける場所に該当したため、耕作できなくなりました。このため、記載の期日をもって合意解約したものです。

議長：質問ございますか。

—質問—

議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。続いて、番号 3 について、事務局より説明願います。

事務局：貸付人、借受人ともに中子塚の方です。地図は 2 ページをご覧ください。該当地は、くだもの街道の六川沖交差点から西に 1 区画進んだ所の北側、道路沿いにあります。

平成 11 年 1 月 29 日より農地法第 3 条により賃貸借契約を結んでいましたが、借受人の方から、高齢になってきたので返したいとの申出があり、貸付人がこれに応じて合意解約したものです。

議長：質問ございますか。

—質問—

議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。続いて、番号4について、事務局より説明願います。

事務局：貸付人、借受人ともに雁田の方です。地図は6ページをご覧ください。該当地は、おぶせ温泉の北西に位置しています。

昭和24年11月1日より貸借契約を結んでいましたが、借受人の労力が不足となったため、合意解約したものです。

議長：質問ございますか。

—質問—

議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。続いて、番号5について、事務局より説明願います。

事務局：貸付人、借受人ともに中野市の方です。地図は15ページをご覧ください。該当地は、国道403号線から中野市に入る手前の東側の区域内にあります。

平成29年4月より3年間、そこから1回更新して令和2年4月1日より3年間の賃貸借契約を結んでいましたが、利用目的のソバが思うように育たないので返したいとの申出があり、貸付人がこれに応じて合意解約したものです。

議長：質問ございますか。

—質問—

議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。

議長：以上を持ちまして、本日の案件はすべて終了いたしました。これにて閉会といたします。

閉会（午後3時32分）

以上、会議の顛末を記録して議事録署名委員と共に署名する。

令和4年3月28日

小布施町農業委員会長

議事録署名委員

議事録署名委員